

これらの書類は「一般不妊治療受診等証明書」と一緒に医療機関（又は薬局）御中へお渡しください。

平成31年4月吉日

医療機関・薬局 御中

北名古屋市保健センター

一般不妊治療費助成制度に係る「一般不妊治療受診等証明書」の発行について

母子保健行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。
北名古屋市では、一般不妊治療費助成制度について、医療保険診療、保険外診療にかかわらず、一般不妊検査、治療及び人工授精分も合わせて、助成対象となります。
(自己負担額の1/2の助成 上限5万円まで 助成期間：1回の妊娠について継続している治療で、助成を開始した最初の月から連続する2年間)

事務手続き上、医療保険外診療分の「人工授精」と「人工授精以外」の金額を区別して、集計する必要がありますので、それぞれ分けて、別紙の「一般不妊治療受診等証明書」にご記入いただけるよう、お願いいたします。

なお、県より提示されている医療保険外の人工授精に係る医療費（実施負担分）の想定される範囲は下記のとおりです。

ご不明な点はお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

<想定される保険外の人工授精に係る主な治療内容>

- ① 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査費用
- ② 採精（事前採取も含む。）費用
- ③ 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
- ④ 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- ⑤ 排卵誘発のためのHCG注射
- ⑥ 精子を子宮内に注入するために要する費用
- ⑦ 人工授精後、感染予防のため、服用する抗生物質等

[問い合わせ先]

北名古屋市保健センター

電話：0568-23-4000